

公立大学法人神戸市外国語大学国際交流部会規程

2009年4月1日

規程第6号

(設置)

第1条 公立大学法人神戸市外国語大学教育研究評議会規程第8条第1項の規定に基づき国際交流部会（以下「部会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 部会は、次の事項を審議する。

- (1) 国際交流の基本方針に関すること。
- (2) 本学学生の派遣留学に関すること。
- (3) 外国の大学との学術交流及び学生交流に関する協定の締結に関すること（学術研究推進部会の所掌に属するものを除く。）
- (4) 留学生関連科目の整備に関すること。
- (5) 日本語プログラムの実施に関すること。
- (6) 留学生（日本語プログラムの受講を主な目的として留学する者に限る。）の受入れに関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本学の国際交流や外国人留学生のための学習環境の整備に関すること。

(組織)

第3条 部会は、学長が指名する専任教員及び職員で組織する。ただし、委員の総数は12名以内とする。

- 2 前項の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、国際交流センター長をもって充てる。

- 2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 部会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 部会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、国際交流センターにおいて行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。